

## 麻生区健康づくり推進連絡会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、区の特性を生かした市民健康づくり運動を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会議の名称は、麻生区健康づくり推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）とする。

(所掌事項)

第3条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域の健康課題に関すること
- (2) 「川崎市食育推進計画」と連携する、「川崎市健康増進計画」の推進に関すること
- (3) 地域特性を生かした健康づくり推進のネットワークづくり
- (4) その他必要な事項

(構成員)

第4条 連絡会議は、地域の健康づくり関係団体の代表者等を含む12名以内をもって構成する。

2 川崎市保健所麻生支所長は、施行日から起算して最長2年を経過するごとに、構成員の見直しを検討するものとする。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課において処理する。

(分科会)

第6条 食育の推進に関する事項について、より専門的な連絡調整を図ることを目的として、「食育推進分科会」を運営することができる。

2 食育推進分科会の運営に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、川崎市保健所麻生支所長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 麻生区健康づくり推進会議設置運営要綱（平成22年2月26日施行）、麻生区健康づくり推進会議公募委員選定委員会設置要領（平成26年4月1日施行）及び麻生区健康づくり推進会議公募実施要領（平成18年3月1日施行）は廃止する。

附則

- 3 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 4 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 5 この要領は、令和6年4月1日から施行する。